

乗組員及び旅客(航空機)に係る事前報告制度拡充に伴うNACCSの対応等について



平成31年3月

財務省関税局
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



1. 乗組員及び旅客に係る事前報告制度拡充の概要

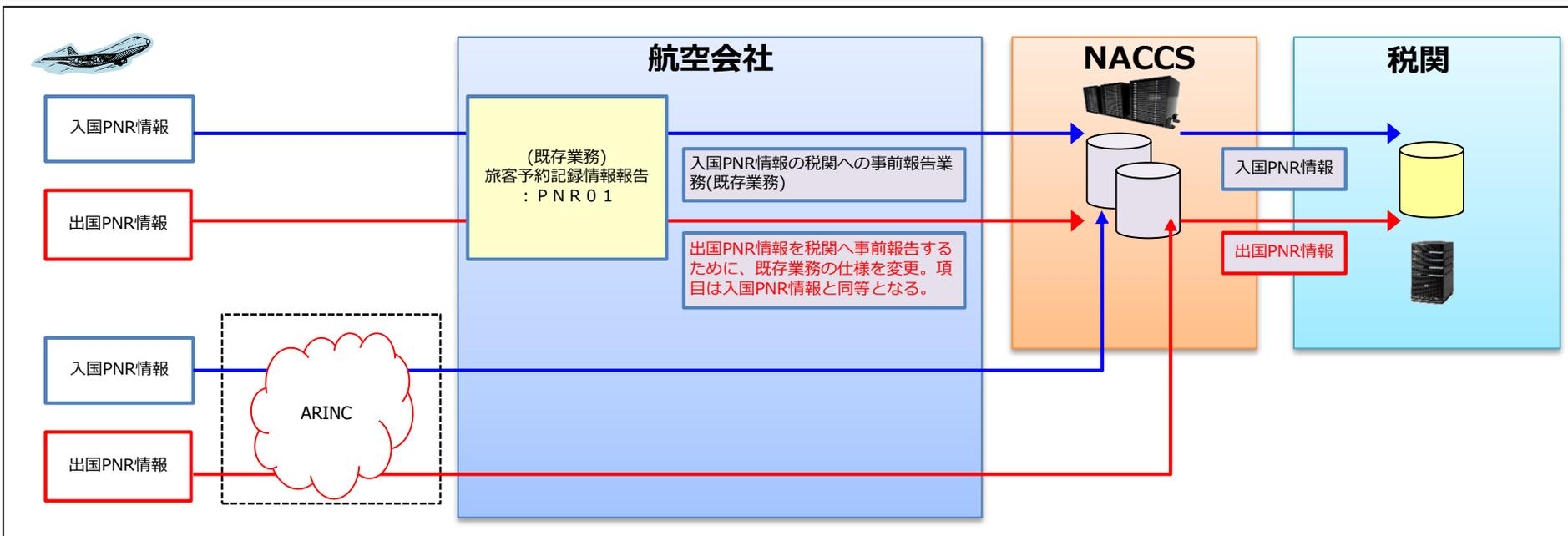
制度拡充の概要

1. 航空機旅客に係る出国PNRの報告を求める制度の新設【平成29年6月1日施行】

2. 入出国API、入出国PNRを、原則NACCSにより報告。【平成31年3月17日施行】

区分	制度	報告者	項目	現 行	拡充後
出国 PNR	報告 の 求め	航空 会社	報告対象	-	外国貿易機及び特殊航空機(法律) 【平成29年6月1日施行】
			報告期限	-	<NACCSによる報告開始後> 1便当たり2回(出港72時間前、出港後直ちに) 【報告時期は入国PNRと同じ】
			報告方法	-	原則NACCS(法律) 【平成31年3月17日施行】
			報告内容	-	入国に係るPNRと同じ情報項目(35項目)(令) 【平成29年6月1日施行】

2. 乗組員及び旅客に係る事前報告制度拡充に伴う仕様変更



NACCSにおける変更概要

1. 入出国API（事前旅客情報）に関しては、平成31年3月17日からNACCSにより報告することが原則となります。業務仕様の変更はありませんので、既存の「旅客氏名表報告（PLR01）」及び「乗組員氏名表報告（NLR01）」をご利用下さい。
2. 入国PNR（旅客予約記録情報）については、既にNACCSで提出可能となっていますので、業務仕様の変更は発生しません。出国PNR（旅客予約記録情報）については、税関は平成29年6月から新たに「報告を求めることができる」ものとなっており、更に、平成31年3月17日からは、求めがあった場合は、NACCSにより報告することが原則となります。このため、NACCSでは、現行の入国PNRと同等のシステム処理を可能とする仕様変更を平成31年3月17日に実施いたします。具体的には、出国PNR情報の報告について、①「旅客予約記録情報報告（PNR01）」業務を利用することを可能とし、かつ、②現行入国PNRと同様にサービスプロバイダー利用による報告も可能、といたします。（PNR01業務の入力項目表に変更は発生しません。）なお、入国PNRでは、サービスプロバイダーを利用する場合、あらかじめ税関等に「航空通信情報利用による事前報告（代行手続）申出書兼委託先登録依頼書（以下「事前申出書」）の提出が必要とされていますが、出国PNRについてもサービスプロバイダーを利用する場合は、同様の取扱いとなりますが、既に入国PNRで事前申出書が提出されている場合は、改めて同申出書を提出する必要はありません（現在、入国PNRで事前申出書が提出されている場合には、平成31年3月17日のプログラムリリース後は、出国PNRについても報告することが可能となります。）。